

航空自衛隊仕様書				
仕様書の種類	内容による分類	装備品等仕様書		
	性質による分類	個別仕様書		
物品番号			仕様書番号	
品名 又は 件名	航空自衛隊広報ビデオの制作及び DVD作成		市ヶ谷基LPS-X74003	
			承認	令和8年 5月28日
			作成	令和8年 5月20日
			改正	令和 年 月 日
				令和 年 月 日
作成部 隊等名	航空幕僚監部 総務部広報室			

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊広報ビデオの制作及びDVD作成について規定する。

### 1.2 用語及び定義

“官側”とは、航空幕僚監部総務部広報室をいう。

“契約の相手方”とは、本仕様書に基づき役務を実施する事業者をいう。

## 2 役務に関する要求

### 2.1 役務の内容

航空自衛隊が示す要求内容に基づき、航空自衛隊広報ビデオ映像の制作を行う。

### 2.2 全般事項

- a) 一見して理解でき、現場の臨場感を伝えることが出来る動画の特性を活用し、航空自衛隊の活動を通じて変革及びその役割の重要性を伝え、興味喚起及び理解促進に活用できるものとする。
- b) 本映像は、航空自衛隊としての先進性、信頼性及び未来志向を統一的なブランドイメージとして表現するものとし、組織の変革と新たな任務領域を、映像全体を通じて一貫したコンセプトのもとに訴求すること。
- c) 本映像は、複数年度にわたる広報活用を想定し、特定の年度又は時点を過度に限定する表現の使用については、官側と協議の上決定するものとする。

### 2.3 主要広報対象

航空自衛隊について、認知度が低い若しくは関心の低い若年層（10代から20代の男女）とする。

### 2.4 基本条件

- a) 本編の構成は、2部構成とし、航空自衛隊の幅広い活動が日本国民の平和な日常生活の維持に密接に結びついており、我が国の繁栄に不可欠な平和と安全を断固として守り抜く強い意志を持ち、身をもって貢献している事を訴求する内容とする。
- b) 第1部は、航空自衛隊の変革及び重要性、任務を体系的に説明するとともに容易に理解できる内容とする。
- c) 第2部は、興味を喚起するものとし、実際の活動を通じて航空自衛隊をイメージアップさせ、直感的に格好良さ、やりがい、あこがれを抱かせる内容とする。構成については、SNSでの活用を考慮し、短編の組み合わせで全体を構成するものとする。構成については、「宇宙」、「警戒」、「戦闘機」、「高射」、「航空輸送・

品 名	航空自衛隊広報ビデオの制作及びDVD作成
-----	----------------------

空中給油」,「救難」,「広報」,「後方(衛生・教育・厚生・人事)」とする。第2部を構成する各映像は,単体でも完結して視聴可能な構成とし,SNS等における短時間視聴及び部分的な切り出しでの活用を想定した編集とするものとする。

- d) 映像全体のトーンは,過度に説明的又は誇張的な演出を避け,国内外において通用する洗練された映像表現とすること。テロップ,ナレーション及び効果音は必要最小限とし,映像そのものによる理解及び印象形成を重視するものとする。
- e) 本映像に使用するテロップ,フォント,文字デザイン等については,有償ライセンスを要する素材を使用しないものとする。無償で恒久的に利用可能なフォント又は官側が使用を認めたもののみを使用すること。

**2.5 役務の項目**

- a) 制作する映像は,本編約40分とし,本編のダイジェスト版(約3分編及び約30秒編)を作成する。また,本編及び各ダイジェスト版はそれぞれ1本ずつとし,各映像について日本語版及び英語版を作成するものとする。
- b) 英語版の翻訳作業は,契約の相手方が実施することとし,的確な英訳(防衛白書英語版と同等の英訳)をするものとし,官側の了承を受けるものとする。
- c) 映像の制作にあたって,契約の相手方は,シナリオ及び撮影計画書を作成し,官側の了承を受けるものとする。
- d) 個々の画面は,動画,静止画,CG,説明用テキスト,BGM,効果音,ナレーション等を適宜効果的に組み合わせるものとする。
- e) 映像制作に使用する動画は,契約の相手方が本事業のために新たに撮影したもの及び官給品を基本とするものの,その他既存動画の使用は妨げない。
- f) 本事業のために新たに撮影する場合は,官側受け入れ部隊等のスケジュールに応じて,千歳,三沢,百里,入間,府中,浜松,小牧,美保,防府北,新田原基地を基準として撮影するものとする。なお,天候,任務等において期間,場所の変更が生じた場合は,官側と協議するものとする。
- g) 編集作業の過程において,官側は適宜指導を行うものとし,編集の主要な節目及び編集終了時には,官側の承認を受けるものとする。
- h) インターネット等での配信を可能とするため,配信用のサイズ映像も作成するものとする。また,配布用DVDのレーベル,パッケージデザインも制作するものとする。
- i) 作成物及び数量は,次表のとおりとする。

作成物	数量	画質等
記録媒体(保存用完成映像) (MOV形式/MP4形式)	各1	4K動画データ(外付けHDDに格納して提出)
記録媒体(保存用シロ) (MOV形式/MP4形式)	各1	4K動画データ(外付けHDDに格納して提出)
記録媒体 (撮影映像)	1	4K動画データ(外付けHDDに格納して提出,データ抽出後HDD返納)
記録媒体(配布用) (コピーガードなし)	1,000	DVD(日本語版,英語版,ダイジェスト版及び字幕設定をメニュー画面切り替え設定)プラスチックケース入り,レーベル印刷,ジャケット印刷

品名	航空自衛隊広報ビデオの制作及びDVD作成
----	----------------------

### 3 製品に関する要求

#### 3.1 材料

材料は、次による。

- a) DVD : DVD-R
- b) DVDトールケース用ジャケット : コート紙 菊 / 76.5 kg 基準

#### 3.2 印刷方法

印刷は、次による。

- a) レーベル : 片面4Cカラー印刷 基準
- b) DVDトールケース用ジャケット : 片面4Cカラー印刷 基準

### 4 品質確認

検査は、関係標準契約条項及び契約担当官の定めるところによる。

### 5 出荷条件

包装は、100枚を箱詰めとし、その他細部は商慣習による。

### 6 秘密保全

6.1 本件における秘密情報には、撮影対象部隊、装備、施設、運用内容、撮影映像、編集データ、構成案、シナリオその他本事業に関連して知り得た一切の情報を含むものとする。

6.2 契約の相手方は、本件で知り得たいかなる知識、情報についても、無断で第三者に漏らしてはならない。資料等の取り扱いに十分注意し、データの漏洩防止及び紛失に細心の注意を払うものとし、秘密保全に徹すること。なお、この効果は、本契約終了後も継続するものとする。

6.3 契約の相手方は、本事業に関連して業務を行う再委託先、協力会社その他の関係者に対しても、本章に定める秘密保全義務を遵守させるものとし、その履行について一切の責任を負うものとする。

6.4 契約の相手方は、本契約終了後、官側の指示に基づき、本事業に関連して保有する秘密情報及びデータについて、返却又は消去等の必要な措置を講ずるものとする。

### 7 官側の支援等

7.1 必要に応じて部隊等への立入及び搭乗撮影を許可する。

7.2 部隊等の長が定めた立入禁止場所へ立ち入る場合は、航空自衛隊の立入禁止区域への立入手続等に関する達（昭和57年航空自衛隊達第5号）の定めるところにより立入許可された者でなければならない。

7.3 空撮に際する航空機搭乗の手続については、航空機のとう乗に関する達（昭和43年航空自衛隊達第8号）に基づくものとする。

7.4 空撮撮影者は、撮影時に低圧訓練証を有することとする。低圧訓練証を取得する必要がある場合は、航空生理訓練及び飛行適応検査の実施に関する達（昭和43年航空自衛隊達第7号）に基づく身体検査に合格の上、航空生理訓練を受けることができる。

7.5 航空機への搭乗撮影又は据付カメラによるコックピットからの撮影の際は、パイロット及び航空機の安全を阻害する撮影機材等の持込又は据付けを行ってはならない。

7.6 撮影等のため官側が支援する時間は、平日の課業時間を基準とし、当該時間外に支援する必要がある場合は、別途調整するものとする。

品 名	航空自衛隊広報ビデオの制作及びDVD作成
-----	----------------------

## 8 その他指示事項

### 8.1 提出物等

契約の相手方は、契約完了後速やかに次の事項について官側に提出し、その承認を受けるものとする。

- a) 作業実施計画書
- b) 映像構成（映像、音楽、ナレーション、配分時間）
- c) 制作体制（撮影及び制作（編集）スタッフ）
- d) その他細部要領

### 8.2 著作権

- a) 制作した広報ビデオの納入以前に、航空幕僚監部総務部広報室の許可なく、制作関係者以外の者に公開してはならない。
- b) 作成により受注者側が取得した著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に規定する権利を含む。）は、全て官側に帰属するものとする。
- c) 契約の相手方は、この契約において第三者の著作権を侵害しないことを確認する。
- d) この契約において制作した映像等が第三者の権利を侵害しているとして、航空幕僚監部広報室に対して第三者が何らかの請求及び主張を行った場合は、契約の相手方が自己の費用にて当該第三者と交渉及び訴訟を行い、弁護士費用その他の費用を含む損害賠償責任は、全て契約の相手方が負担する。

### 8.3 その他必要な事項

- a) この仕様書に規定のない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官と書面により協議するものとする。
- b) 契約の相手方は、意見交換や協議等が必要な際、官側の指示に基づき、官側に向き、又はオンライン等の方法により対応するものとする。